

平成29年12月14日

国立市議会議長 **大和 祥郎 様**

提出者 望月 健一

〃 石井 伸之

〃 石井 めぐみ

〃 住友 珠美

〃 青木 淳子

〃 上村 和子

議案の提出について

議員提出第 16 号議案

受験生チャレンジ支援貸付事業における

貸付条件の緩和を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

受験生チャレンジ支援貸付事業における貸付条件の緩和を求める意見書(案)

現在、東京都で実施している受験生チャレンジ支援貸付事業は、学習塾などの受講料や、高校や大学などの受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸し付けを行い、対象の学校へ入学した場合には返済が免除されることにより、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが進学を目指し、受験に挑戦することを支援するものである。

しかし、当該事業を利用するには、子供が原則、都内に引き続き1年以上在住していなければならないが、この条件を満たしていないために、学習意欲のある子供たちが支援を受けられない現状がある。

当該事業が低所得者対策の一環であることを考慮すれば、世帯の経済状況による教育格差の拡大と、その影響による貧困の連鎖の解消につなげるためにも、支援を必要とする子供たちがより広く当該事業を利用できるようにしていく必要がある。

よって、国立市議会は、東京都に対し、受験生チャレンジ支援貸付事業における貸付条件のうち、子供の要件である「原則、都内に引き続き1年以上在住していること」について、緩和するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

平成29年12月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事